

5-1. 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進

【現状と課題】

- 住宅宿泊事業（いわゆる民泊）は、空き家の有効活用、ホテル・旅館などの宿泊施設が不足している地域における新たな観光需要の創出など、地域課題の解決や地方創生への効果が期待されている。
- このような中、地方において空き家の住宅を活用した民泊物件を管理する住宅宿泊管理業者が見つからず、民泊を始められないという声があり、特に地方における管理業者の担い手確保が課題となっている。
- また、一般家庭のホストが民泊を始める場合、手続の煩雑さが参入障壁になるため、民泊の実施に必要な申請書類の廃止・簡素化等も重要。

【今後の改革の方向性】

- 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。

[令和4年度検討・結論、令和5年度措置]

- ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要なとされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。

[引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置]



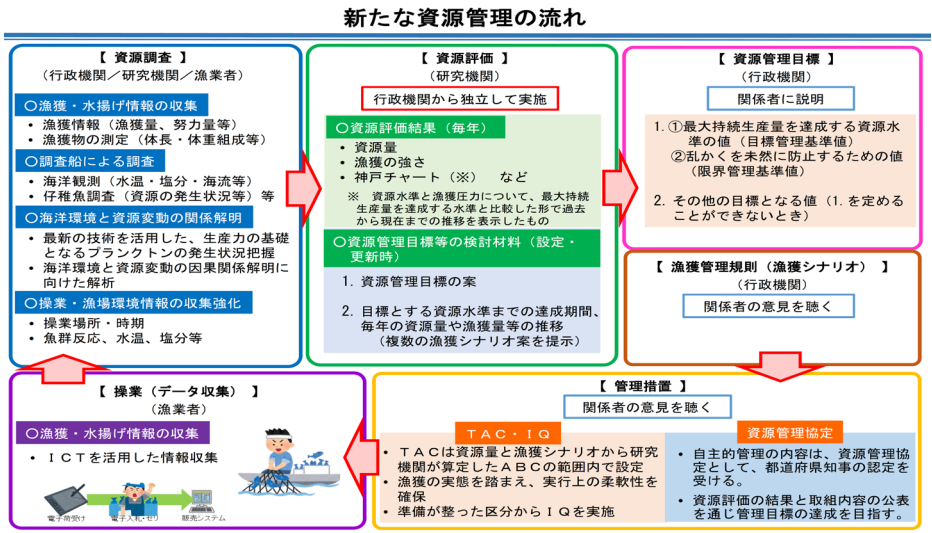
- ✓ 地方では、空家となっている古民家などが多数存在
- ✓ 古民家の1棟貸しは、従来の宿泊施設では体験できないものとして民泊では人気が高い

(出典：令和4年4月26日第5回地域産業活性化WG「資料1」を基に規制改革推進室作成)

5-2. 改正漁業法の制度運用（資源管理）

【現状と課題】

- 平成30年に漁業法を改正し、**数量管理を基本とする新たな資源管理方式が創設**された。今後は「**新たな資源管理の推進に向けたロードマップ**」を着実に実施していくことが必要である。
- 科学的な資源管理の出発点として、**漁獲報告が、新たな資源管理のプロセス上、極めて重要**である。
ICTを活用し、漁獲報告データを国が一元的に集約して管理するシステム構築など、**仕組みの整備が進められている**。
- 一方、**未報告**が疑われる事案や、漁獲物が**未計量**のまま搬出される事態など、**様々な不正行為が発生**しており、**漁獲報告の義務の履行に懸念が生じている**。
- **漁獲報告が適正かつ適切、持続的に行われるよう、早急に要因の把握・分析及び課題解決に取り組むことが必要**である。



(出典：農林水産省HP掲載資料)

【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、令和5年度までのTAC魚種の拡大に向けた「**新たな資源管理の推進に向けたロードマップ**」を着実に実施する。
【令和5年度措置】
- 農林水産省は、**国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種**について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、**適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討**を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。
【令和7年度までに措置】

5-3. 農地の違反転用の課題

【現状と課題】

- 農地の違反転用は、**当年中に発見された案件の8割以上が事後的に追認許可されている状況が常態化**。令和3年の規制改革実施計画に基づき、農林水産省が実態を調査。
- 同調査の結果、**違反転用の7割は農業者以外によるものであり、主に農地転用許可制度の不知・誤認に起因**することが判明。また、**早期発見ができていない実態や未是正案件の半数で今後も是正が見込めないことが判明**。

違反転用の措置状況 (平成30年)		違反転用者の属性 (令和2年)		違反転用の発生前年別内訳 (令和2年中に新規発見した案件)		未是正案件の是正見込み (令和2年)	
追認許可	85.8%	農業者(個人/法人)	30.7%	平成28年以前	75.7%	見込まれない	49%
原状回復他	1.2%	農業者以外(個人/法人)	69.2%	平成29年~令和元年	8.3%	どちらともいえない	33%
未是正	13.0%	(出典：農林水産省 違反転用実態調査)		令和2年	16.0%	見込まれる	17%

(出典：農林水産省 HP掲載資料)

(出典：農林水産省 違反転用実態調査)

(出典：農林水産省 違反転用実態調査)

- 違反転用の発生防止や早期発見等を強化するためには、**規制所管府省が縦割りを排し、横断的に連携することで、実効性のある対策を講じることが重要**。

【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、**国土交通省や経済産業省と連携し、農地転用に関わる機会を有する主な事業者への制度周知を徹底**する。また、**建築確認申請やFIT認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局の連携の在り方について検討**し、必要な措置を講ずる。
- 農林水産省は、**法務省と連携して制度周知を徹底**するほか、**総務省と連携して固定資産課税台帳に係る情報の提供**について、**地方税法上の守秘義務との関係を整理・検討**し、必要な措置を講ずる。